

令和5年度 第7次葛飾区消費生活対策審議会議事録(第5回) (概要)

開催日時：令和5年12月27日(水) 午前10時00分から11時00分まで

開催場所：葛飾区消費生活センター洋室A

出席者：江川委員、小林委員、黒崎委員、白井委員、林委員、室井委員、
矢頭委員、谷茂岡委員(五十音順)

配布資料名・次第

- ・委員、事務局名簿
- ・葛飾区年代別人口に対する相談件数割合(平成29年から令和4年)
(略)
- ・第7次葛飾区消費生活対策審議会への依頼事項(略)

1 開会

(会長) ただ今から第7次葛飾区消費生活対策審議会第5回を開会します。
本日は、定足数を満たしていますので、開会させていただきます。

2 審議事項

(会長) 審議に入る前に、本日、傍聴希望者が3名手続きされております。
葛飾区消費生活条例第27条第7項は、「審議会の会議は、公開とする。
ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。」と定めています。
本日の議題では、非公開にする特別の理由がありませんので、公開とい
たしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(全委員) 「異議なし」

(会長) それでは入室していただいでください。
傍聴される方をお願いいたします。
審議内容についての発言はお控えください。
また、写真、ビデオ撮影及び録音はお控えください。
最初に、資料の確認を事務局よりお願いいたします。

(事務局) はい、それでは資料の確認をさせていただきます。

「配布資料読み上げ」

(会長) ありがとうございます。
それでは、2審議事項(1)の「区からの依頼事項の検討について」に入
ります。
机上に配布されています資料につきまして、事務局から説明をお願い

いたします。

(事務局) ご説明いたします。

葛飾区年代別人口に対する相談件数割合(平成29年から令和4年)について、年代別での相談傾向を資料に沿って、ご説明いたします。
以上で説明を終了いたします。

(会長) ありがとうございます。

ただ今のご説明に対しまして、何か、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(委員) この資料の作成意図がよくわかりません。

(事務局) この資料につきましては、前回、委員さんから要望があったことから、作成して提出したものであります。

(委員) 年代で少し違いはありますが、およそ1%から0.1%までの間で推移している数字については、区としてはどのようにみていますか。

(事務局) 近隣区と比較したことはありませんが、本区だけが突出して多いとは考えておりません。

(委員) この数字と連動しているようにも思われますが、葛飾区が策定している基本計画の中に「消費者被害にあったことのない区民の割合」という項目があります。ここで、96%、97%といった目標値が設定されていますが、感覚としては、狙われている層において大きな被害に遭っている可能性が高いことから、この数値は、実態とかけ離れたものではないかと思ひ、大変違和感を持っています。状況のわからない区民がこの数値をみた時、あまり消費者被害に遭っていないと思わないか危惧しています。

(委員) この資料で示されている相談件数の推移は、総数が載っていませんが、相談しやすい環境にあるかどうかをみるのには役に立つのではないかと思います。高齢者層の相談が多いのは、消費者被害に逢いやすいということを表しているのではないかと思います。それから、相談をした場合、その後、解決したのかどうかが大変なことであります。また、同一の被害に何度も逢っている人がいるのですが、最初に相談を受けた際に、どんな対応をしたかが重要であり。その後の被害を防ぐために十分な対応が行われることが必要であると思います。

ところで、昨年、本庁の中に、くらしのまるごと相談課という組織ができたと思いますが、ここから、消費生活センターにまわってくる案件はありますか。

(事務局) 今のところはございません。

(委員) それでは、わざわざくらしのまるごと相談課という組織をつくった意味がなくなってしまいませんか。

いずれにしましても、こちらの消費生活センターとしては、相談がしやすく、かつ、解決できることが大事であります。意外と解決できていない事案があるのではないかと考えています。解決できた数値を少しでも上げられるようにしてほしいです。

(会長) 解決した数値に関する資料については、過去に提出されていると思いますので、そちらを参照してほしいです。

その他に、早期の消費者教育の効果的な進め方について、ご意見はありますか。

(委員) 配布資料にも書いてありますように、教育委員会と連携しないと進まないと思います。小中学校は区の担当だが、高校については都の担当になります。どの時期に消費者教育をやるのが最も効果的かを考える必要があるように思います。早期と言っても、小学校1年生ぐらいでは早すぎるようにも思います。いずれにしましても、一定の時期に繰り返して行っていくことが必要であると考えます。教育委員会と連携し、消費生活に関してカリキュラムの中に少しでも入れてもらいたいです。

(会長) カリキュラムの中に入れるというのは、文部科学省との関係もあるので、限られた範囲になるかも知れませんが、そういう状況だからこそ、連携がますます大切になってくると考えます。

(委員) 今1件、未成年者の後見人を務めています。両親がいないが、高額な資産を有しています。来年1月で被後見人が18歳になり、後見が終了になることから、成年になるに当たって、本人に対してどのような注意喚起をしたらいいか、今考えているところであります。

このことは、18歳になろうとしている人であれば、資産の有無を問わず、当てはまることであります。民法上の保護がなくなることから、少なくとも、契約書をよく読む、保証人にはならないといった注意喚起は最低限、行っていく必要があると考えています。さらに、お金を他人に貸すといったことのリスクについても伝えていく必要があります。

それから、お小遣いをもらい始める小学校1年生ぐらいから、習慣としてお小遣い帳をつけるといったことも、消費者教育の一環として大切なことでもあります。年代ごとにできることを整理して、例えば、お小遣い帳をつけることのツールを提供するとか、また、社会に出る段階では、注意事項を小冊子にまとめるとかが考えられます。

(会長) 何か、他にご意見はありませんか。

ないようでしたら、以上で、依頼項目の3番目の「早期の消費者教育の効果的な進め方について」という項目についての検討を終了いたします。

続きまして、今までの項目、さらには全体を通して何か補足したいことがありましたら、お願いいたします。

(委員) 当審議会では被害者にならないための教育ということが中心ですが、最近、闇バイトのように若者が簡単に犯罪に手を染めてしまうことが増えていることを考えますと、逆に、加害者にならないための教育といったことについても、少し考えてみてはどうでしょうか。

(事務局) 軽度の障害を持っている生徒が通っている特別支援学校に対して、学校からの申請に基づき、毎年1回、卒業を控えた3年生を対象にして出前講座を行っています。社会に出るに当たって、お金の大切さやクレジットカードの仕組みなどについて話しをしています。この中で、少しではありますが、振り込め詐欺のかけ子や出し子の話しにも触れています。この学校は、担当者が変わっても、継続的に出前講座の申請がきています。ただ、このような動きが、なかなか他の学校にまで広がっていかないのが課題であります。

それから、区的生活安全課が年2回ほど、警察署にも参加してもらい犯罪防止に関する会議を行っておりまして、産業経済課も参加しています。最近では、再犯防止がテーマとなっており、職につかないことが再犯につながりやすくなっているとの指摘もあります。本審議会でも出てきた意見についても可能な限りこの会議でも共有し、連携していきたいです。

(委員) 振り込め詐欺については、件数、金額いずれも最近また増加しているようですが、振り込め詐欺防止用の自動録音機の配布だけでは十分に効果を上げられないということですか。

(事務局) 先ほどの警察署が参加している会議の中で聞いたところによりますと、配布された当初は仕様どおりに使っているが、時間の経過とともに

に、すぐに電話にでることができないということで不便を感じて、録音スイッチを切ってしまう利用者がいらっしゃるということです。警察署としては、配布後一定の期間を経過した人に連絡をして、すぐに掛かった場合には、ちゃんと録音スイッチを押したままにしておくように啓発しているということです。

(会長) 何か、他にご意見はありませんか。

ないようでしたら、以上で、2審議事項(1)の「区からの依頼事項の検討について」を終了いたします。

次に2審議事項(2)のその他に入ります。

事務局から何かございますか。

(事務局) 今回の審議会をもちまして、区からお願いしました3つの項目についての検討が終了しましたので、次回は、今までの検討内容を踏まえて、区に対しての具申案の検討に入れればと考えております。

(会長) ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

他に何かありますか。

(委員) 10月に開催した消費生活展で長寿社会に関するアンケートをとりました。項目としては、「どう暮らしたいか」、「何が心配か」、「体が不自由になった時、どこで介護を受けるか」、「公衆浴場の利用について」、「何か要望はあるか」ということで行いました。結果は、健康で暮らしたいという人が多かったとともに、安心して暮らせる地域社会の確立を望んでいる人が多かったです。

行政(区)に対しては、何か始めた時あるいは問題があった時には、速やかな情報発信を要望するとともに、われわれ消費者(区民)としても、その情報を収集し、周りの人に伝えていき、地域の声をあげていくことが必要であると考えます。

(委員) 学校に何かをお願いする場合、教育委員会を通して最終的には学校長の考えに委ねられているようです。これにより、いろんな事業を積極的にやる学校とそうでない学校とで格差が生じているように思われます。できましたら、教育委員会の全体会議だけではなく、積極的ではない学校に対しては、個別にアプローチしていくことも必要であると考えます。

(事務局) 学校には様々な事業の実施等の依頼が寄せられています。この中から、取捨選択して何を行うかは、確かに学校長の判断になっています。

そういう状況下では、地域やPTAの声というのが、学校ごとの特色になっている部分はあると思います。

(委員) 個別にアプローチしていくというのは、なかなか困難ではないかと思
います。各学校の消費者教育に関する取り組みを一覧にして公表すると
いった見える化を図ることが、やり方としてはスマートではないかと思
います。これにより、地域やPTAからの声にもつながっていくことが
期待できるのではないかと思います。。

(委員) 今年度、行政評価委員を務めていて、不登校プロジェクトというテー
マを担当してます。その会議の中で、学校の先生に対する要望が、あま
りに多いことに驚き、先生の大変さを認識しました。ただ、必要なこと
であれば根気強くお願いしていくべきですし、地域から盛り上げてもら
うには、地域振興部へのアプローチも必要になってくるのではないかと
思います。

(会長) ありがとうございます。

それでは、2審議事項(2)の「その他」を終了いたします。

3 その他

(会長) 次に、3のその他に入ります。

事務局、何かございますか。

(事務局) 次回の本審議会の日程の件になります。

今年度、もう1回開催いたしたく、具体的には来年3月8日(金)午
前10時からを考えております。

(会長) 事務局から提案がありましたが、いかかですか。

これで支障がないようでしたら、次回は、3月8日(金)午前10時か
らということで、お願いいたします。

4 閉会

(会長) 第7次葛飾区消費生活対策審議会第5回を閉会します。

どうもありがとうございました。